

証券コード 6592

平成26年3月11日

株 主 各 位

千葉県松戸市松飛台430番地
マブチモーター株式会社
代表取締役社長 大 越 博 雄

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成26年3月27日（木曜日）午後5時までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年3月28日（金曜日）午前10時
2. 場 所 千葉県松戸市松飛台430番地
マブチモーター株式会社 本社大会議室

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第73期（平成25年1月1日から平成25年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第73期（平成25年1月1日から平成25年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 議 案 剰余金の処分の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.mabuchi-motor.co.jp/ja_JP/）において掲載させていただきます。

〔添付書類〕

事業報告

(平成25年1月1日から
平成25年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における世界経済は、後半から緩やかな回復に向かいました。米国経済は堅調な個人消費や設備投資により好調さを持続し、欧州経済は景気低迷が続いたものの、主要国では回復の兆しが見え始めました。新興国経済は、内需には地域差があり、緩やかな成長に留まりました。我が国経済は、歴史的な円高傾向が是正され、企業業績が改善に向かい緩やかな回復が続きました。

当社グループの関連市場におきましては、自動車電装機器市場は、米国及び新興国の需要が順調に推移し、欧州にも一部底打ちが感じられました。家電機器・工具・玩具市場、精密・事務機器市場は、住宅関連や個人消費が堅調に推移した米国に牽引され、新興国需要も継続しました。一方、音響・映像機器市場は、市場規模の縮小が継続しました。

このような景況下、当社グループは、「自動車電装事業の継続的強化及び民生・業務機器事業への新たな取り組み」、「中国市場への拡販」、「生産拠点の再編」、「ものづくりプロセスの革新」を課題に掲げ、取り組んでまいりました。

具体的には、①パワーウインドウ用新製品の顧客基盤拡大、②ネオジム不使用製品等中型電装用モーター新製品の開発と販売強化、③業務用事務機器分野への本格参入、④新用途開拓に向けた組織体制の構築と活動開始、⑤現地完結型事業体制による中国事業の強化、⑥中国沿海部生産拠点における高品位製品の生産能力強化、⑦ベトナム生産拠点（2拠点）における自動車電装用製品の生産能力強化、⑧生産合理化設備の導入拡大による生産工程の省力化や工数削減など、売上とシェアの拡大、高品質・高効率化の更なる進展に向けた諸施策を積極的に推進し、今後の事業成長につながる成果を上げることができました。

これらの結果、当期連結売上高は1,084億1百万円（前期比27.2%増）となりました。その大半を占めるモーター売上高は1,083億4千万円（前期比27.3%増）であります。

営業利益は、材料費の高騰が落ち着いたこと、プロダクトミックスの改善傾向、及び円安の進行で売上総利益率が改善するとともに、売上高の増加に伴う販売費及び一般管理費率の改善により93億3千5百万円（前期比84.8%増）となりました。経常利益は、当期中の円安進行により為替差益が前期よりも増加したことで営業外収支が改善し166億7千2百万円（前期比58.6%増）となりました。税金等調整前当期純利益は、DVDプレーヤー市場の縮小による一部の連結子会社の収益鈍化に伴う固定資産減損損失計上がありました。前期に計上した構造改革費用や投資有価証券売却損がなくなったことで収支が改善し150億1千5百万円（前期比78.2%増）となりました。当期純利益は、連結グループ間で比較的税負担率の高い本社における為替差益の増加が影響し、連結実効税率はやや上昇しましたが105億1千9百万円（前期比64.7%増）となりました。

次に、モーターの用途別市場動向と販売状況についてご説明いたします。

① 自動車電装機器市場

売上高は662億2千万円（前期比35.0%増）と大幅に増加しました。世界の自動車生産の伸長に加え、当社のシェアアップにより小型電装用途であるミラー、ドアロック、エアコンダンパー用や、中大型となるパワーウインドウ、パワーシート、パーキングブレーキ用など全用途が好調に推移し、更に円安の影響もあり大幅な増加となりました。

② 家電機器・工具・玩具市場

売上高は197億8千6百万円（前期比26.1%増）と大幅に増加しました。ヘアードライヤー、歯ブラシ用が年末商戦に向けて好調に推移し、工具用も米国市場の好調及びハイエンド向けで増加、円安の影響もあり大幅な増加となりました。

③ 精密・事務機器市場

売上高は134億7千9百万円（前期比18.9%増）と大幅に増加しました。インクジェットプリンター用は、プロダクトミックスの改善と円安の影響もあり増加しました。複写機・複合機(MFP)、レーザープリンター用は、既存製品に加え販売を開始した新製品が好調に推移し増加となりました。

④ 音響・映像機器市場

売上高は88億5千4百万円（前期比2.1%減）と減少しました。カーCDプレーヤー用は、アフター市場の減少、DVDプレーヤー用は市場縮小が続いたことから、両アイテムとも採算性を重視した受注絞り込みの結果、減少となりました。

＜連結モーター売上高の用途市場別内訳＞

用 途 市 場	第73期(平成25年12月期)	前 期 比(%)	構 成 比(%)
	金 額 (百万円)		
自 動 車 電 装 機 器	66,220	35.0	61.1
家 電 機 器 ・ 工 具 ・ 玩 具	19,786	26.1	18.3
精 密 ・ 事 務 機 器	13,479	18.9	12.4
音 響 ・ 映 像 機 器	8,854	△2.1	8.2
合 計	108,340	27.3	100.0

- (注) 1. 当社グループは、小型モーターに関する単一事業分野において事業活動を展開しており、単一事業部門で組織されているため、事業の種類別セグメントに関連付けた説明は記載していません。
2. 当社グループは、モーター売上のほかに若干のモーター部品及び生産設備の売上がありますので、連結売上高合計とモーター売上高は一致いたしません。
3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当期中の設備投資は、万宝至馬達（江蘇）有限公司、万宝至馬達（江西）有限公司、万宝至馬達（東莞）有限公司等の建物建設費用に12億7千4百万円、研究開発設備に2億6千2百万円、その他モーター生産力増強及び更新用設備に42億1千8百万円、合わせて57億5千5百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、米国経済は、企業収益、個人消費の堅調な推移が見込まれ、停滞していた欧州経済については、主要国を中心に緩やかな回復に転じることが期待されます。我が国経済については、消費税率引き上げの影響はあるものの、輸出の増加が見込まれ、堅調さを持続するものと思われれます。一方、新興国経済については先行きの不透明感が払拭されておらず、小幅な成長に留まるものと予測されます。

当社グループの関連市場におきましては、自動車電装機器市場は、世界の自動車生産が伸長し好調さを継続、家電機器・工具・玩具市場では、先進国需要が安定的に推移し、新興国需要が緩やかに伸長するものと予想しております。一方、精密・事務機器市場は、主要アイテムで市況の軟化が予想され、音響・映像機器市場は、市場の縮小が継続するものと見ております。

このような経営環境下、当社グループは、次に述べます課題に取り組んでまいります。

① 自動車電装事業の成長加速及び民生・業務機器事業の新用途開拓

自動車電装事業におきましては、パワーウィンドウ用として開発を完了した2種類の新製品について拡販を図ります。中トルク製品については既に搭載が決定している日系自動車メーカーへ、また高トルク製品については当期に当社が新たにサプライヤーとしての認証を受けた北米大手自動車メーカーへ、それぞれ更なる受注活動を展開し搭載車種の拡大を図ります。更にこれらを足掛かりとして、日米欧において新規顧客開拓に注力し、受注獲得を目指します。また、中国市場におきまして、搭載車種の拡大を図ることで、引き続きトップレベルのシェアを堅持してまいります。

パワーシート、パーキングブレーキ、エンジン吸排気用などの中型電装用モーターは、今後、装備率の向上が期待できる分野であり、各用途における標準となる新製品がそろったことで、これら用途における更なる拡販に注力するとともに、周辺新用途への採用拡大を目指します。また、販売・生産数量の増大及び生産拠点配置の最適化によってコスト低減を図り、収益性の向上を図ります。

次に、民生・業務機器分野におきましては、「小型ブラシ付」モーター事業を主軸としながらも、潜在ニーズを掘り起こすべく、「中・大型ブラシレスモーター」への取り組みも強化しており、このうち中型ブラシレスモーターについては、すでに参入を果たした複写機・複合機(MFP)用途における受注拡大と新規顧客の開拓に加え、近接する用途への販売拡大を図ります。また、移動体を主要用途として開発した大型ブラシレスモーターは、すでに本格的な量産を開始しているアシスト自転車用途向け以外にも、福祉機器、園芸機器、産業用など幅広い分野に適用可能であり、新用途の開拓を図り受注につなげてまいります。

② ものづくり革新によるコストダウン

今後のグローバル競争に勝ち残っていくために、『他社が容易に追従できないものづくり基盤』の構築に引き続き取り組んでまいります。

これまでの3年間、生産拠点進出国の経済発展に伴う労働コストの急激な上昇に対応するために、ものづくり革新により2010年比で直接人員の30%を省人化する目標に取り組み、これを実現いたしました。

今後の3年間におきましても、これまでの取り組みの中で蓄積された省人化のノウハウと自動化設備のラインナップ及びその展開の加速を可能にするために構築した体制を活かし、更に30%を超える省人化の実現を目指します。

またこれに加え、生産指数の向上、生産工程における品質の作り込みによる「無付加価値工程の削減」など、生産性を向上させる総合的な取り組みを推し進め、労働コスト上昇の影響を払拭するに止まらず、コストダウンの実現を図ってまいります。

③ 新たなグローバル生産・供給体制の構築

労働集約的なものづくりが主流であった時代においては、手先の器用な労働力を豊富に確保できることが生産拠点の立地を決める重要なポイントでした。当社は、こうした条件に最適なアジアにおいて集中生産を行う体制を構築し、

アジアから世界にモーターを供給してまいりました。

一方、当社が戦略用途と位置付ける中型電装用モーターの顧客には「地産地消による現地生産」の考え方が強い傾向があり、また、ものづくり革新により、その中心が「人」から「設備」へと変化しております。

こうした用途事業の変化やものづくりの在り方、関税等の変化を勘案し、主に、パワーウインドウなど中型電装用モーター事業の成長促進を狙いとして、グローバルな生産・供給体制の構築について、検討を加速いたします。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 70 期 (平成22年12月期)	第 71 期 (平成23年12月期)	第 72 期 (平成24年12月期)	第73期 (当期) (平成25年12月期)
売 上 高(百万円)	82,752	78,886	85,254	108,401
経 常 利 益(百万円)	7,587	4,926	10,510	16,672
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	5,260	△466	6,385	10,519
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	150.14	△13.31	182.25	300.21
自己資本当期純利益率又は当期純損失率(△)(%)	3.0	△0.3	3.6	5.4
総 資 産(百万円)	185,408	181,351	196,702	227,253
純 資 産(百万円)	174,570	168,538	181,372	208,791
自 己 資 本 比 率(%)	94.2	92.9	92.2	91.9
1株当たり純資産額(円)	4,982.43	4,810.36	5,176.75	5,956.04
1株当たり配当金(円)	100	100	100	140
配 当 性 向(%)	66.6	—	54.9	46.6
純 資 産 配 当 率(%)	2.0	2.0	2.0	2.5

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均株式数により算出しており、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております（当該各株式数につきましては、自己株式を控除しております。）。
2. 売上高・経常利益・当期純利益又は当期純損失・総資産・純資産の金額は、百万円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益又は当期純損失・1株当たり純資産額は、銭未満を四捨五入し表示しております。
3. 自己資本当期純利益率又は当期純損失率・自己資本比率・配当性向・純資産配当率は、小数点第1位未満を四捨五入し表示しております。
4. 第73期の1株当たり配当金・配当性向・純資産配当率は、第73回定時株主総会における剰余金の処分に係る議案が承認可決されることを前提としており、予定の数値であります。
5. 従業員持株E S O P信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、第73期の1株当たり当期純利益・配当性向の算定において、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。また、1株当たり純資産額・純資産配当率の算定において、期末発行済株式数から当該株式数を控除しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
萬 寶 至 實 業 有 限 公 司	HK\$ 千 491,012	% 100	小型モーター並びに部品の販売
マブチモーターアメリカ コーポレーション	US\$ 千 4,000	100	小型モーター並びに部品の販売
萬 寶 至 馬 達 股 份 有 限 公 司	NT\$ 千 490,600	100 (31)	小型モーター部品並びに生産設備の製造及び販売
万宝至馬達大連有限公司	RMB 千 470,743	100	小型モーター並びに部品の製造及び販売
華淵電機工業股份有限公司	NT\$ 千 452,540	100	小型モーター及び部品並びに生産設備の製造及び販売
万宝至馬達（江蘇）有限公司	RMB 千 293,668	100 (43)	小型モーター並びに部品の製造及び販売
マブチモーターヨーロッパ ゲーエムベーハー	EUR 千 715	100	小型モーター並びに部品の販売
マブチモーターシンガポール プライベートリミテッド	US\$ 千 511	100	小型モーター並びに部品の販売
万宝至馬達瓦房店有限公司	RMB 千 57,937	100 (100)	小型モーター並びに部品の製造及び販売
マブチモーターベトナムリミテッド	VND 百万 439,737	100	小型モーター及び部品並びに生産設備の製造及び販売
万宝至馬達（上海）有限公司	RMB 千 4,138	100	小型モーター並びに部品の販売
マブチモーターダナンリミテッド	VND 百万 1,679,702	100	小型モーター並びに部品の製造及び販売
万宝至馬達（東莞）有限公司	RMB 千 456,165	100 (100)	小型モーター及び部品並びに生産設備の製造及び設計開発並びに販売
マブチモーターコリア カンパニーリミテッド	KRW 千 300,000	100	小型モーター並びに部品の販売
万宝至馬達貿易（深圳）有限公司	RMB 千 3,614	100	小型モーター並びに部品の販売

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
万宝至馬達（鷹潭）有限公司	RMB 千 252,888	% 100 (100)	小型モーター並びに部品の製造及び販売
万宝至精工（東莞）有限公司	RMB 千 67,999	100 (100)	小型モーター部品の製造及び販売
東莞道ジャオ万宝至馬達有限公司	RMB 千 149,371	100 (100)	小型モーター並びに部品の製造及び販売
万宝至馬達（江西）有限公司	RMB 千 209,124	100 (100)	小型モーター並びに部品の製造及び販売

（注）「当社の議決権比率」欄の（ ）内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しております。

（11）主要な事業内容（平成25年12月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社20社（うち連結子会社19社）で構成されており、自動車電装機器、家電機器・工具・玩具、精密・事務機器、音響・映像機器等に使用される小型モーターの製造・販売を主な事業としております。

(12) 主要拠点等（平成25年12月31日現在）

① 当社（国内拠点）

事業所名	所在地
本社	千葉県松戸市松飛台430番地
技術センター	千葉県印西市竜腹寺280番地

② 子会社（海外主要拠点）

会社名	所在地
(生産・販売拠点)	
華淵電機工業股份有限公司	台湾・新竹県
(生産拠点)	
萬寶至馬達股份有限公司	台湾・高雄市
万宝至馬達大連有限公司	中国・遼寧省
万宝至馬達（江蘇）有限公司	中国・江蘇省
万宝至馬達瓦房店有限公司	中国・遼寧省
マブチモーターベトナムリミテッド	ベトナム・ドンナイ省
マブチモーターダナンリミテッド	ベトナム・ダナン市
万宝至馬達（東莞）有限公司	中国・広東省
万宝至馬達（鷹潭）有限公司	中国・江西省
万宝至精工（東莞）有限公司	中国・広東省
東莞道ジャオ万宝至馬達有限公司	中国・広東省
万宝至馬達（江西）有限公司	中国・江西省
(販売拠点)	
萬寶至實業有限公司	中国・香港
マブチモーターアメリカコーポレーション	アメリカ・ミシガン州
マブチモーターヨーロッパゲーエムベーハー	ドイツ・フランクフルト市
マブチモーターシンガポールプライベートリミテッド	シンガポール
万宝至馬達（上海）有限公司	中国・上海市
マブチモーターコリアカンパニーリミテッド	韓国・ソウル市
万宝至馬達貿易（深圳）有限公司	中国・広東省

(13) 従業員の状況（平成25年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

部 門 の 名 称	従 業 員 数 (名)	前 期 末 比 増 減 (名)
生 産 部 門	26,662 (1,417) [183]	△823 (△135) [8]
販 売 部 門	213 (―) [1]	3 (―) [―]
技術・開発部門	546 (―) [―]	△18 (―) [―]
管 理 部 門	711 (―) [39]	△88 (―) [△17]
合 計	28,132 (1,417) [223]	△926 (△135) [△9]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 子会社のうち1社は委託加工生産を実施しており、委託加工契約先から派遣され、当社グループで就業する人員を（ ）内数で記載しております。
3. 臨時従業員の年間平均雇用人員を〔 〕外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数 (名)	前期末比増減 (名)	平 均 年 齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
717[54]	△15[△20]	43.8	19.6

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、子会社への出向者（90名）を含んでおりません。
2. 臨時従業員の年間平均雇用人員を〔 〕外数で記載しております。

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成25年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 37,875,881株（うち自己株式2,730,215株）
- (3) 株主数 10,139名（前期末比2,728名減）
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
馬 淵 隆 一	2,500,400 ^株	7.1 [%]
ノーザントラストカンパニー（エイブイエフシー） サブアカウンタメリカンクライアント	2,286,310	6.5
公 益 財 団 法 人 マ ブ チ 国 際 育 英 財 団	1,500,000	4.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,181,100	3.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,155,100	3.3
馬 淵 喬	1,130,300	3.2
馬 淵 保	1,130,207	3.2
有 限 会 社 プ ル ミ エ	1,034,300	2.9
株 式 会 社 タ カ ・ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	1,028,000	2.9
テ キ サ ス 株 式 会 社	1,028,000	2.9

- (注) 1. 当社の自己株式2,730,215株は、上記の大株主から除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しており、小数点第1位未満を四捨五入し表示しております。
3. 持株比率の計算上、従業員持株E S O P信託が保有する95,200株を含めて計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社の成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」制度を導入しております。

当社が「マブチモーター従業員持株会」（以下「当社持株会」）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は平成25年6月から平成30年6月までの間に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を一括して取得いたします。その後、当該信託は、保有する当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却いたします。

なお、当期末に信託口が所有する当該株式数は95,200株であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権等の状況

平成25年5月17日開催の取締役会決議による新株予約権

①名称

マブチモーター株式会社 第1回 新株予約権

②新株予約権の数

597個

③保有人数

当社取締役6名（社外取締役を除く。）

④新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式5,970株（新株予約権1個につき10株）

⑤新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに払い込みを要しない

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株当たり1円

⑦新株予約権を行使することができる期間

平成25年5月21日から平成45年5月20日まで

⑧新株予約権の主な行使条件

- ア. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- イ. 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、被割当者の相続人から相続した者による権利行使は認めない。

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成25年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	亀 井 慎 二	
代 表 取 締 役 社 長	大 越 博 雄	社長執行役員
専 務 取 締 役	亀 井 高	専務執行役員 生産本部長 中国事業担当
取 締 役	高 橋 正	執行役員 技術本部長
取 締 役	北 橋 昭 彦	執行役員 営業本部長
取 締 役	糸 川 真 人	執行役員 品質保証部長 品質・環境管理担当
取 締 役	仲 村 巖	長瀬産業株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	源 中 正 博	
監 査 役	堀 井 敬 一	弁護士 虎ノ門南法律事務所共同代表
監 査 役	本 橋 信 隆	公認会計士 公認会計士本橋信隆事務所所長 株式会社ナガワ 社外監査役
監 査 役	増 田 亨	弁護士 増田亨法律事務所所長 株式会社住宅債権管理回収機構 取締役

- (注) 1. 取締役仲村巖氏は、社外取締役であります。
 なお、当社は、上記社外取締役1名を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役堀井敬一、本橋信隆、増田亨の各氏は、社外監査役であります。
 なお、当社は、上記社外監査役3名全員を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役源中正博氏は、当社子会社の元取締役社長として会社経営の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役堀井敬一氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役本橋信隆氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的知見を有しております。
6. 監査役増田亨氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

7. 当期中の役員の異動

- ①代表取締役会長馬淵隆一、専務取締役羽瀨展世、取締役大熊昭、加藤薫の4氏は、平成25年3月28日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
- ②平成25年3月28日開催の第72回定時株主総会において、高橋正、北橋昭彦、糸川真人、仲村巖の4氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
- ③平成25年3月28日開催の第72回定時株主総会後に開催された取締役会において、代表取締役社長亀井慎二氏が代表取締役会長に、取締役大越博雄氏が代表取締役社長に、常務取締役亀井高氏が専務取締役に選定され、それぞれ就任いたしました。
8. 当社は、戦略的意思決定及び監督機能を取締役に集中し、日常的な業務執行の権限と責任を執行役員に与えることにより、業務執行と監督の双方の機能を高めるとともに、コーポレートガバナンスの強化を図るため、執行役員制度を採用しております。
- なお、取締役に兼任しない執行役員は下記のとおりであります。

氏 名	担 当
伊 豫 田 忠 人	執行役員 管理本部長 内部統制担当
顔 清 泰	執行役員 華淵電機工業股份有限公司 董事長總經理
片 山 勝 彦	執行役員 万宝至馬達大連有限公司 董事總經理
中 村 剛	執行役員 営業本部副本部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 報酬等の額

区 分	支給人員(名)	支給額(百万円)
取 締 役 (うち社外取締役)	11 (1)	250 (5)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	35 (23)

- (注) 1. 上記報酬等の額には、平成25年3月28日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名を含んでおります。
2. 上記報酬等の額には、平成25年3月28日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとして取締役(社外取締役を除く6名)に付与した新株予約権2千9百万円を含んでおります。
3. 取締役の支給額には、当事業年度に役員賞与引当金として費用処理した7千4百万円を含んでおります。
4. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、使用人分給与相当額は4千6百万円(支給人員3名)であります。
5. 上記のほか、当期中に退任した取締役に対し下記のとおり退職慰労金を支給しております。なお、過年度の事業報告において記載済みの役員退職給与引当金の引当額を除いております。

取締役 2名 3億2千8百万円

② 報酬等の決定に関する方針

当社の取締役及び監査役の報酬は、グループ経営における取締役、社外取締役及び監査役各々の責任を明確にするとともに、経営の透明性を高め、また業績及び企業価値向上へのインセンティブを高める上で相当であり、かつ優秀な人材を確保・維持できる水準とすることを基本的な方針といたしております。

当社では、平成19年3月29日開催の当社第66回定時株主総会において、取締役の報酬額（総額限度枠）は、固定枠と変動枠から成るものとし、固定枠（月例報酬）については月額1千5百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、変動枠については、各事業年度の連結純利益（利益連動取締役報酬を含まずに算定したもの）の0.7%以内（ただし、2億円を上限とする）、監査役の報酬額（総額限度枠）は、固定枠（月例報酬）として月額4百万円以内とすることをご承認をいただいております。

各取締役の報酬のうち固定枠部分は、各取締役の職位、職務の内容、他社水準、経営環境の変化等を勘案して決定しております。変動枠部分は、一定の業績評価指数による個人の業績評価に基づいて決定いたします。ただし、社外取締役ににつきましては、業務執行から独立した立場であることから、業績に左右されない固定月例報酬のみといたしております。

各監査役の報酬は、社外取締役と同様、業務執行から独立した立場であることから、同じく固定月例報酬のみとしており、監査役の協議により決定されます。

また、平成25年3月28日開催の当社第72回定時株主総会において、取締役の長期インセンティブとして、上記報酬とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）を対象とする株式報酬型ストック・オプションを導入し、年額60百万円以内の範囲でこれを割り当てることについてご承認をいただいております。その支給時期及び配分は、上記の基本方針に基づき、取締役会の決議により決定することといたしております。

なお、退職慰労金制度につきましては、平成20年3月28日開催の当社第67回定時株主総会終結の時をもってこれを廃止いたしました。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ア. 取締役仲村巖氏は、長瀬産業株式会社の社外取締役であります。当社と同社との間には、過去から現在にわたり取引関係その他の特別の関係はありません。
- イ. 監査役本橋信隆氏は、株式会社ナガワの社外監査役であります。当社と同社との間には、過去から現在にわたり取引関係その他の特別の関係はありません。
- ウ. 監査役増田亨氏は、株式会社住宅債権管理回収機構の取締役であります。当社と同社との間には、過去から現在にわたり取引関係その他の特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	主 な 活 動 状 況
取 締 役 仲 村 巖	平成25年3月28日就任後に開催された取締役会15回のうち14回に出席（出席率93％）いたしました。長年にわたる会社経営者としての豊富な経験から、また、経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。
監 査 役 堀 井 敬 一	当期中に開催された取締役会20回のうち19回に出席（出席率95％）し、監査役会9回の全てに出席いたしました。弁護士としての企業法務に関する豊富な経験と専門的見地から、また経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。
監 査 役 本 橋 信 隆	当期中に開催された取締役会20回及び監査役会9回の全てに出席いたしました。公認会計士としての企業会計監査に関する豊富な経験と専門的見地から、また経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。
監 査 役 増 田 亨	当期中に開催された取締役会20回及び監査役会9回の全てに出席いたしました。弁護士としての企業法務に関する豊富な経験と専門的見地から、また経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役1名及び社外監査役3名は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務
に係る報酬等の額

48百万円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産
上の利益の合計額

48百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社は、当社会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、又は監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関し、下記のとおりその基本方針を決議いたしました。

内部統制基本方針

当社グループは、経営ビジョンを確実に履行し、あらゆるステークホルダーの権利と適正な利益の確保に努め、経営理念に基づく社会的使命を果たすことを目的として、次に示すとおり、当社グループの業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備する。

- i 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社は、「マブチ経営ビジョン」（経営理念、経営基軸、経営指針、海外拠点経営指針、行動指針）及び「マブチ倫理規範」を策定し、これを当社グループ全役員及び従業員に冊子、電子メール、社内報、研修等によって周知し、法令及び企業倫理・社会規範の遵守（以下「コンプライアンス」という。）と国際社会への貢献が、当社グループの企業活動の前提であり、企業風土とすることを徹底する。
 - b. 代表取締役は、コンプライアンスに係る活動について、これを全社的に統括する担当業務執行役員及び当該業務を所管する部門を定めるとともに、各子会社にコンプライアンス担当役員を設置し、コンプライアンスの確実な履行に必要な社内ルール、手順等を制定、整備するとともに、これらについての周知・教育その他の必要な措置を講じるものとする。
 - c. 代表取締役は、法令・定款及び社会倫理に反する行為又はこれらの疑いある行為について、使用人その他の従業者が、職制を通じた通常の業務遂行における情報伝達ルートによらず、代表取締役に通報、相談することを可能にする制度及びそのためのルート（倫理規範ホットライン）を設ける。

- d. コンプライアンス活動の状況は、内部監査部門がこれを定期的に監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。取締役会は、当該報告の内容についてレビューを行い必要な措置を講じるなど、コンプライアンス体制の継続的改善に努めるものとする。
- ii 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理について、これを全社的に統括する担当業務執行役員及び当該業務を所管する部門を定め、当該情報の記録方法、保存期間その他の管理方法等に関する社内ルール、手順等を制定、整備するとともに、これらについての周知・教育その他の必要な措置を講じるものとする。
 - b. 取締役及び監査役並びに内部監査部門は、常時これらの情報を閲覧できるものとする。
- iii 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 代表取締役は、事業活動に係る損失の危険（以下「リスク」という。）の管理について、これを全社的に統括する担当業務執行役員及び当該業務を所管する部門を定め、リスクの適切な管理のために必要な社内ルール、手順等を制定、整備するとともに、これらについての周知・教育その他の必要な措置を講じるものとする。
 - b. 代表取締役は、当社各部門責任者及び子会社の責任者をメンバーとするリスクマネジメント委員会を設置し、日常の事業活動におけるリスクの認識・評価、リスクへの対応、情報の伝達等に関し、組織横断的な活動を可能にするとともに、リスクの顕在化に備え、当社グループ全体の事業活動を視野に入れた緊急時の連絡・対応体制を整備する。
 - c. リスク管理の状況は、内部監査部門がこれを定期的に監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告するものとする。取締役会は、当該報告の内容についてレビューを行い必要な措置を講じるなど、リスク管理体制の継続的改善に努めるものとする。

- iv 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役会は、法令に定める重要な業務執行の決定及び各取締役の業務執行に関する監督を適正かつ効率的に行うため、取締役会規則を制定し、その適切な運用に努める。
 - b. 取締役会の機能を補完し、より機動的、効率的、効果的な業務執行の決定と監督を可能にすることを目的として、主として業務執行役員で構成する経営会議を設置する。
 - c. 取締役会及び代表取締役は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、次に示す経営管理システムを構築するとともに、その適切な運用に必要な環境を整備するものとする。
 - ア. 取締役会は、定期的に当社グループ全体に係る目標、戦略、予算等の中期・短期経営計画を策定し、代表取締役ほか各業務執行役員を通じて、これに基づく業務執行計画を各業務部門に策定、実施させるとともに、その進捗状況、見通しその他の重要な情報について、定期、不定期に報告を求め、経営計画のレビューを実施することで、適時・適切な計画の修正を実施する。
 - イ. 代表取締役は、上記経営管理システムの効果的かつ効率的な運用を可能にするため、業務分掌及び職務・決裁権限を明確にするとともに、社内における情報の共有、伝達、その他の業務の効率化を図るための情報システムの整備に努める。
 - ウ. 各ステークホルダーとのコミュニケーションの円滑化を図り、当社グループに対する理解を促進することにより、ステークホルダーとの適切かつ良好な関係を維持するため、会社情報の管理、開示等について、これを全社的に統括する担当業務執行役員及び当該業務を所管する部門を定め、重要な会社情報の管理及びその適時・適切な開示のために必要なルール、手順等を制定、整備するとともに、これらについての周知・教育その他の必要な措置を講じるものとする。

- v 当社及び子会社から成る企業集団（当社グループ）における業務の適正を確保するための体制
 - a. 取締役会及び代表取締役は、経営ビジョンの構成要素として海外拠点経営指針を定め、これを特に海外子会社における業務の適正を確保するための基本的な考え方として、その浸透を図る。
 - b. 代表取締役は、子会社の業務執行に関し、生産子会社、販売子会社ごとに、これらを統括する担当業務執行役員を定めるとともに、生産、販売各子会社責任者会議及び主要部門別グループ責任者会議を設置し、定期的にこれを開催して当社グループ全体の経営計画等の浸透を図るほか、その他のコミュニケーション手段を講じて業務上の情報共有、指示等の伝達を確実にかつ効率的に行うものとする。
 - c. 取締役会及び代表取締役は、当社の経営管理システムを当社グループ全体に展開するとともに、子会社の業務執行の決定に関する権限等を明確にすることにより、当社グループ経営計画達成に係る業務の効率化と確度の向上を図る。
 - d. 代表取締役は、子会社の業務遂行の過程において生じた重要情報の当社に対する報告義務その他子会社管理のために必要なルール、手順を制定、整備するとともに、これらについての周知・教育その他の必要な措置を講じるものとする。
 - e. 代表取締役は、主要な子会社に内部監査組織を設置させ、定期的な内部監査の実施と当社内部監査部門への結果報告を義務付けるものとする。
 - f. 当社内部監査部門及び監査役は、計画的に子会社の内部統制に関する実地監査を実施し、その結果を当社取締役会及び監査役会に報告するものとする。当社取締役会は、当該報告の内容についてレビューを行い必要な措置を講じるなど、グループ全体の内部統制システムの継続的改善に努めるものとする。

- vi 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、これに応じるものとする。この場合、当該使用人は、取締役その他の業務執行者の指揮・命令を受けないものとし、また、その者の異動、人事評価、懲戒については、監査役の同意を得るものとする。
 - b. 上記の求めが定常的な必要性に基づくものでないときは、監査役は、内部監査部門及びあらかじめ協議の上特定した部門の使用人に対し、必要に応じて監査職務に係る補助業務の実施を依頼することができるものとする。この場合、当該使用人は、依頼された職務の遂行に関して取締役その他の業務執行者の指揮・命令を受けないものとし、かつ当該職務遂行の内容については、当該部門における人事評価の対象から除外するものとする。
- vii 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
 - a. 取締役及び使用人は、監査役会が定める監査役会規則その他の監査業務に係る規程・基準等に従い、その業務の執行に関する情報を監査役に報告するほか、当該規程等にかかわらず、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときはその事実、内部監査の結果及び倫理規範ホットライン制度による通報の内容、その他当社及び子会社の業務遂行の過程において生じた重要な事実について、適時に監査役に報告するものとする。
 - b. 監査役は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席できるものとし、代表取締役は、監査役の求めに応じて、会議の開催通知ほか必要な情報を監査役に提供するものとする。また監査役は、必要と認める重要な文書をいつでも閲覧することができるものとする。当社グループ各社の取締役及び使用人は、監査役から業務執行に係る報告や書類等の提出を求められた場合、これを拒むことができないものとする。

- c. 全ての取締役、使用人その他の従業者は、その業務の執行に関し、法令・定款違反又はその疑いのある事実を発見した場合、倫理規範ホットラインによる報告ルートによるほか、監査役に対し直接その内容を報告することができるものとし、代表取締役は、これらを周知するために必要な措置を講じるものとする。
- viii その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 代表取締役は、取締役、内部統制担当業務執行役員、内部統制部門、会計監査人及び内部監査部門と監査役との間における定期的な意見交換の場を設けるとともに、監査役の監査計画の策定及び監査の実施に関し、内部監査部門との連携を図ることについて配慮するほか、監査が円滑に実施されるよう、監査役の要請に対して最大限これに協力し、必要な措置を講じるものとする。
 - b. 取締役会は、監査役選任議案の決定に際し、各候補者が監査職務に必要なかつ十分な専門知識を有していること及び社外監査役の候補者について十分に独立性が確保されていることを前提とした上、その選出にあたり、監査役の意見を重視し同意を得るものとする。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、取締役会において、下記のとおり「株式会社の支配に関する基本方針」を決議いたしました。

i 株式会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、ブラシ付小型直流モーターのパイオニアとして、「国際社会への貢献とその継続的拡大」という経営理念のもと、独自の製品・技術の開発とグローバル市場での製品供給に努め、適正な利潤の創出と長期安定的な経営の実現を果たしてまいりました。高い志に基づく経営理念、技術、そして企業文化を共有し、業務に精通した人材という有形・無形の財産が、当社の企業価値を高め、財務の健全性をもたらし、長期安定的な配当と業績に応じた増配・自己株式取得などの積極的な利益還元を可能にまいりました。

当社のこれまでの企業経営のあり方や一般に社会的評価の高い会社の企業行動から判断して、当社にとりまして、「株式会社の財務及び事業の方針の決定を

支配する者」は、以下の経営方針を実践し、企業価値の向上と社会的貢献に継続的に取り組む者であるべきと考えます。

- a. 企業を社会的存在と認識し、社会から必要とされる事業の継続と新たな社会的価値の創造に努める。
- b. 経営資源の確保とその有効活用により、適正利潤を継続的に創出し、ステークホルダーに対して適切な還元を行う。
- c. 人を最も重要な経営資源と位置付け、働く人々の主体的動機づけを充足させ、組織活力を喚起する。

ii 不適切な支配を防止するための取り組み

現時点で、当社は、当社の株式の大量取得を行う者に対して、これを防止するための具体的な取り組み（買収防衛策）を定めることはいたしておりませんが、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合には、当社として、以下のような必要かつ適切な対応策を講じます。

- a. 社外の専門家を含め、社内チームを構成し、当該取得者の提案内容を、上記の基本方針や株主共同の利益に照らして、慎重に判断いたします。
- b. 当該大量取得が、不適切な者によると判断される場合には、下記の要件の充足を前提として、具体的な対抗措置の内容等を速やかに決定し、実行いたします。
 - ア. 当該措置が基本方針に沿うものであること。
 - イ. 当該措置が当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと。
 - ウ. 当該措置が当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成25年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	(227, 253)	(負 債 の 部)	(18, 461)
流 動 資 産	160, 862	流 動 負 債	15, 055
現金及び預金	101, 053	支払手形及び買掛金	5, 637
受取手形及び売掛金	19, 453	短 期 借 入 金	113
有 価 証 券	12, 113	未 払 法 人 税 等	2, 241
商 品 及 び 製 品	16, 819	賞 与 引 当 金	220
仕 掛 品	1, 262	役 員 賞 与 引 当 金	74
原材料及び貯蔵品	6, 071	繰 延 税 金 負 債	49
繰 延 税 金 資 産	685	そ の 他	6, 719
そ の 他	3, 461	固 定 負 債	3, 406
貸 倒 引 当 金	△58	長 期 借 入 金	397
固 定 資 産	66, 390	退 職 給 付 引 当 金	484
有 形 固 定 資 産	45, 014	資 産 除 去 債 務	22
建 物 及 び 構 築 物	18, 842	繰 延 税 金 負 債	2, 193
機械装置及び運搬具	14, 962	そ の 他	308
工具、器具及び備品	3, 015	(純 資 産 の 部)	(208, 791)
土 地	6, 029	株 主 資 本	201, 529
建 設 仮 勘 定	2, 163	資 本 金	20, 704
無 形 固 定 資 産	794	資 本 剰 余 金	20, 419
投資その他の資産	20, 582	利 益 剰 余 金	180, 490
投 資 有 価 証 券	19, 176	自 己 株 式	△20, 084
長 期 貸 付 金	20	その他の包括利益累計額	7, 232
繰 延 税 金 資 産	325	その他有価証券評価差額金	2, 162
そ の 他	1, 092	為 替 換 算 調 整 勘 定	5, 069
貸 倒 引 当 金	△33	新 株 予 約 権	29
資 産 合 計	227, 253	負 債 純 資 産 合 計	227, 253

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

（平成25年1月1日から
平成25年12月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売上高		108,401
売上原価		81,546
売上総利益		26,854
販売費及び一般管理費		17,519
営業利益		9,335
営業外収益		
受取利息	490	
受取配当金	110	
為替差益	5,624	
スクラップ材料売却収入	1,182	
その他	275	7,683
営業外費用		
株式関係費	45	
控除対象外消費税等	119	
その他	181	347
経常利益		16,672
特別利益		
固定資産処分益	77	
投資有価証券売却益	13	90
特別損失		
固定資産処分損失	273	
減損損失	1,473	1,747
税金等調整前当期純利益		15,015
法人税、住民税及び事業税	4,090	
法人税等調整額	405	4,496
少数株主損益調整前当期純利益		10,519
当期純利益		10,519

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成25年1月1日から
平成25年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	20,704	20,419	188,175	△34,749	194,551
連結会計年度中の増減額					
剰余金の配当(注)1	—	—	△1,751	—	△1,751
剰 余 金 の 配 当 (中 間 配 当 額)	—	—	△1,862	—	△1,862
当 期 純 利 益	—	—	10,519	—	10,519
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△575	△575
自 己 株 式 の 処 分	—	—	△231	881	649
自 己 株 式 の 消 却	—	—	△14,359	14,359	—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の増減額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の増減額合計	—	—	△7,685	14,664	6,978
当 期 末 残 高	20,704	20,419	180,490	△20,084	201,529

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	△158	△13,020	△13,179	—	181,372
連結会計年度中の増減額					
剰余金の配当(注)1	—	—	—	—	△1,751
剰 余 金 の 配 当 (中 間 配 当 額)	—	—	—	—	△1,862
当 期 純 利 益	—	—	—	—	10,519
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	△575
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—	649
自 己 株 式 の 消 却	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の増減額(純額)	2,321	18,089	20,411	29	20,440
連結会計年度中の増減額合計	2,321	18,089	20,411	29	27,419
当 期 末 残 高	2,162	5,069	7,232	29	208,791

- (注) 1. 平成25年3月の定時株主総会に係る剰余金の処分であります。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等〕

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- | | |
|---------------|---|
| ① 連結子会社の数 | 19社 |
| ② 主要な連結子会社の名称 | 萬寶至實業有限公司
マブチモーターアメリカコーポレーション
萬寶至馬達股份有限公司
万宝至馬達大連有限公司
華淵電機工業股份有限公司
万宝至馬達（江蘇）有限公司
マブチモーターヨーロッパゲーエムベーハー
マブチモーターシンガポールプライベートリミテッド
万宝至馬達瓦房店有限公司
マブチモーターベトナムリミテッド
万宝至馬達（上海）有限公司
マブチモーターダナンリミテッド
万宝至馬達（東莞）有限公司
マブチモーターコリアカンパニーリミテッド
万宝至馬達貿易（深圳）有限公司
万宝至馬達（鷹潭）有限公司
万宝至精工（東莞）有限公司
東莞道ジャオ万宝至馬達有限公司
万宝至馬達（江西）有限公司 |

(2) 非連結子会社の状況

- | | |
|----------------|---|
| ① 主要な非連結子会社の名称 | 株式会社マブチ興産 |
| ② 連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は当該会社間取引に係る消去計算を行う前でいずれも僅少であり、連結計算書類に及ぼす影響は軽微であるので除外しております。 |

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の状況

該当ありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社の状況

- | | |
|---------------|---|
| ① 主要な会社等の名称 | 株式会社マブチ興産 |
| ② 持分法を適用しない理由 | 持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。 |

3. 連結子会社の決算日等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

ただし、現物商品に係るデリバティブ取引のうち、当初から現物を受け渡すことが明らかなものは、金融商品会計基準の対象外であるため、時価評価を行っていません。

③ たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

a. 当社

ア. 平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、旧定額法を採用しております。

イ. 平成19年4月1日以降に取得したもの

定率法

ただし、建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～7年

工具、器具及び備品 2～15年

また、取得価額10万円以上20万円未満の有形固定資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

b. 連結子会社

主として定額法

② 無形固定資産（リース資産を除く）

a. 当社

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

b. 連結子会社

定額法

③ リース資産

a. 当社

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法を採用しております。

b. 連結子会社

同上

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、連結会社相互間の債権・債務を相殺消去したことに伴う貸倒引当金の調整計算を実施しております。

② 賞与引当金

当社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の期間対応額を計上しております。

連結子会社は、該当ありません。

③ 退職給付引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

また、過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により処理することとしております。

なお、連結子会社の一部は、退職金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 役員賞与引当金

当社は、役員に支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には、振当処理を採用しております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
外貨建金銭債権の為替相場変動によるリスクを回避することを目的として、為替予約取引をヘッジ手段として用いております。
 - ③ ヘッジ方針
当社の社内管理規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
 - ④ ヘッジ有効性評価の方法
当社の社内管理規程に基づき、ヘッジ有効性の判定を行っております。
- (6) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- 消費税等の会計処理
- 消費税等の会計処理は税抜き方式を採用しており、控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による損益への影響は軽微であります。

〔表示方法の変更〕

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記していた「営業外費用」の「土壌修復関係費」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

〔追加情報〕

(従業員持株E S O P信託に関する会計処理について)

当社の成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」(以下「E S O P信託」といいます。)制度を導入しております。

当社が「マブチモーター従業員持株会」(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は平成25年6月から平成30年6月までの間に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を一括して取得いたします。その後、当該信託は、当社株式を毎月一定日に当社持株会へ売却いたします。

E S O P信託にかかわる会計処理について、当連結会計年度より、当社と信託は一体であるとする総額法による会計処理を行っております。これにより、信託が所有する当社株式については、連結貸借対照表において純資産の部に「自己株式」として表示しております。

また、1株当たり当期純利益については、その算定において信託が所有する当社株式を通常の自己株式と同様に扱っております。

なお、当連結会計年度末日(平成25年12月31日)に信託が所有する当社株式数は95,200株、帳簿価額は485百万円であります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額	52,816百万円
2. 従業員持株E S O P信託に係る借入金残高	
短期借入金	113百万円
長期借入金	397百万円
3. 偶発債務	
貴金属先物買付契約残高	3,604百万円

〔連結損益計算書に関する注記〕

減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	中国
用途	事業用資産
種類	建物及び構築物、機械装置等
減損損失	建物及び構築物1,114百万円、機械装置259百万円、 その他100百万円、計1,473百万円

当社は、販売・生産拠点別を基礎としてグルーピングを行い、減損の兆候を判定しております。DVDプレーヤー市場の縮小により、中国に所在する一部の連結子会社の主力製品の生産数量が減少し、収益性が低下したことに伴い、当該子会社に係る資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値にて測定しており、将来キャッシュ・フローを9.9%で割り引いて算定しております。

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首 株 式 数 (千株)	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数 (千株)	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数 (千株)	当連結会計年度末 株 式 数 (千株)
普 通 株 式	39,875	—	2,000	37,875

2. 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首 株 式 数 (千株)	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数 (千株)	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数 (千株)	当連結会計年度末 株 式 数 (千株)
普 通 株 式	4,840	112	2,127	2,825

- (注) 1. 発行済普通株式の株式数の減少2,000千株は、自己株式の消却によるものであります。
2. 自己株式の株式数の増加は、従業員持株E S O P信託による取得111千株及び単元未満株式の買取り1千株によるものです。
3. 自己株式の株式数の減少は、従業員持株E S O P信託を対象とした第三者割当による処分111千株、従業員持株E S O P信託から従業員持株会への売却16千株、自己株式の消却2,000千株によるものです。

4. 自己株式の株式数には、従業員持株E S O P信託が所有する当社株式95千株を含めて表示しております。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

① 平成25年3月28日開催の第72回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 1,751,793,700円
- ・ 1株当たり配当額 50円00銭
- ・ 基準日 平成24年12月31日
- ・ 効力発生日 平成25年3月29日

② 平成25年8月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 1,862,760,843円
- ・ 1株当たり配当額 53円00銭
- ・ 基準日 平成25年6月30日
- ・ 効力発生日 平成25年9月13日

(注) 配当金の総額は、従業員持株E S O P信託の導入において設定した信託が保有する当社株式110,100株に対する配当金5百万円を含めて記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成26年3月28日開催の第73回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 3,057,672,942円
- ・ 1株当たり配当額 87円00銭
- ・ 基準日 平成25年12月31日
- ・ 効力発生日 平成26年3月31日

(注) 1. 配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

2. 配当金の総額は、従業員持株E S O P信託の導入において設定した信託が保有する当社株式95,200株に対する配当金8百万円を含めて記載しております。

4. 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間が到来しているもの)の目的となる株式数
普通株式 5,970株

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な研究開発並びに設備投資用資金を内部留保で賄い、財務の健全性を維持する方針であります。また資金運用については、一時的な余資は短期の預金等及び安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、一部の外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に一時的な余資の運用を目的とした満期保有目的の債券とその他の有価証券及び取引上の関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。またその一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建て取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等「4. 会計処理基準に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信限度運営管理要領に従い、営業本部において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても当社に準じて同様の管理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建て債権債務に係る通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。なお為替相場の状況により、確実に発生すると見込まれる外貨建て営業債権債務に対する為替予約を行っております。為替予約取引につきましては、当社取締役会の決裁に基づき実行しており、主に管理本部において適時にモニタリングを実施しております。

有価証券及び投資有価証券については、当社管理本部において定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、株式については発行体との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しており、また債券については有価証券の運用基準に従い定期的に発行体の格付や財務状況等を把握し、保有状況や時価について適時に取締役会に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を一定額に維持することなどにより流動性リスクを管理しております。連結子会社については、各社の経理担当部署において資金繰計画を作成するとともに、当社管理本部においても各社の手元流動性を把握し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

((注) 2. 参照)

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	101,053	101,053	—
(2) 受取手形及び売掛金	19,453	19,453	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	31,179	31,810	631
資産計	151,686	152,317	631
支払手形及び買掛金	5,637	5,637	—
負債計	5,637	5,637	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	111百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区分	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内
現金及び預金	101,053	—	—
受取手形及び売掛金	19,453	—	—
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券			
社債	—	5,375	4,000
コマーシャル・ペーパー	500	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの			
社債	5,600	700	—
譲渡性預金	2,000	—	—
金銭信託	1,500	—	—
合計	130,106	6,075	4,000

〔賃貸等不動産に関する注記〕

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

〔退職給付に関する注記〕

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定給付企業年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

① 退職給付債務	△10,280百万円
② 年金資産	9,869百万円
③ 未積立退職給付債務 (①+②)	△411百万円
④ 未認識過去勤務債務	85百万円
⑤ 未認識数理計算上の差異	△46百万円
⑥ 連結貸借対照表計上額純額 (③+④+⑤)	△372百万円
⑦ 前払年金費用	111百万円
⑧ 退職給付引当金 (⑥-⑦)	△484百万円

3. 退職給付費用に関する事項

簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、①勤務費用に計上しております。

① 勤務費用	661百万円
② 利息費用	171百万円
③ 過去勤務債務の費用処理額	20百万円
④ 期待運用収益	△105百万円
⑤ 数理計算上の差異の費用処理額	△56百万円
⑥ 退職給付費用 (①+②+③+④+⑤)	691百万円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

① 割引率	主として2.0%
② 期待運用収益率	主として1.0%
③ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
④ 数理計算上の差異の処理年数	10年
⑤ 過去勤務債務の処理年数	10年

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
棚卸資産及び固定資産に係る未実現利益	871百万円
投資有価証券評価損否認	828百万円
ゴルフ会員権評価損否認	82百万円
未払事業税等	195百万円
減価償却費繰入超過額	114百万円
退職給付引当金	148百万円
役員退職給与引当金	25百万円
その他有価証券評価差額金	25百万円
繰越欠損金	325百万円
減損損失	368百万円
その他	310百万円
繰延税金資産小計	3,297百万円
評価性引当額	△2,149百万円
繰延税金資産合計	1,147百万円
繰延税金負債	
在外連結子会社の留保利益	△1,457百万円
固定資産圧縮積立金	△75百万円
その他有価証券評価差額金	△751百万円
その他	△94百万円
繰延税金負債合計	△2,379百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△1,232百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	37.8%
（調整）	
受取配当金益金不算入	0.5%
在外子会社の税率差異	△10.9%
税額控除	△2.5%
在外子会社の留保利益	0.6%
評価性引当額	0.7%
その他	3.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.9%

〔1 株当たり情報に関する注記〕

1. 1 株当たり純資産	5,956円04銭
2. 1 株当たり当期純利益	300円21銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

〔その他の注記〕

該当事項はありません。

〈ご参考〉

連結包括利益計算書

(平成25年1月1日から
平成25年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
少数株主損益調整前当期純利益	10,519
その他の包括利益	
その他の有価証券評価差額金	2,321
為替換算調整勘定	18,089
その他の包括利益合計	20,411
包 括 利 益	30,930
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	30,930
少数株主に係る包括利益	—

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

〈ご参考〉

連結キャッシュ・フロー計算書

(平成25年1月1日から
平成25年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	15,015
減価償却	4,571
減損	1,473
退職給付引当金の増加額	32
受取利息及び受取配当金	△600
為替差	△1,877
有価証券及び投資有価証券売却益	△13
有形固定資産処分損	196
構造改革引当金の減少額	△1,290
売上債権の増加額	△1,823
たな卸資産の減少額	1,226
仕入債務の増加額	221
その他	△1,534
小 計	15,597
利息及び配当金の受取額	611
役員退職慰労金の支払額	△935
法人税等の支払額	△3,522
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,750
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△8,128
定期預金の払戻による収入	7,437
有価証券の取得による支出	△5,901
有価証券の売却による収入	10,180
固定資産の取得による支出	△5,658
固定資産の売却による収入	95
投資有価証券の売却による支出	△1,703
投資有価証券の売却による収入	8,020
その他	△77
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,264
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入返済による支出	△56
長期借入による収入	567
配当金の支払額	△3,617
自己株式の取得による支出	△575
自己株式の売却による収入	649
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,031
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額	9,575
V. 現金及び現金同等物の増加額	22,557
VI. 現金及び現金同等物の期首残高	79,904
VII. 現金及び現金同等物の期末残高	102,462

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成25年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	(157,465)	(負 債 の 部)	(12,083)
流 動 資 産	90,839	流 動 負 債	10,398
現金及び預金	54,455	買掛金	7,098
受取手形	218	短期借入金	113
売掛金	21,558	未払金	525
有価証券	12,113	未払費用	425
商品及び製品	1,346	未払法人税等	1,737
仕掛品	44	賞与引当金	220
原材料及び貯蔵品	644	役員賞与引当金	74
その他	479	繰延税金負債	0
貸倒引当金	△22	その他	202
固 定 資 産	66,626	固 定 負 債	1,685
有形固定資産	16,086	長期借入金	397
建物	8,944	退職給付引当金	141
構築物	454	資産除去債務	22
機械及び装置	319	繰延税金負債	832
車両運搬具	14	その他	290
工具、器具及び備品	347	(純 資 産 の 部)	(145,382)
土地	5,996	株 主 資 本	143,191
建設仮勘定	10	資 本 金	20,704
無形固定資産	7	資 本 剰 余 金	20,419
投資その他の資産	50,532	資 本 準 備 金	20,419
投資有価証券	19,096	利 益 剰 余 金	122,151
関係会社株式	13,567	利 益 準 備 金	3,819
関係会社出資金	17,821	その他利益剰余金	118,332
その他	81	固定資産圧縮積立金	138
貸倒引当金	△33	別 途 積 立 金	170,119
資 産 合 計	157,465	繰越利益剰余金	△51,925
		自 己 株 式	△20,084
		評価・換算差額等	2,160
		その他有価証券評価差額金	2,160
		新株予約権	29
		負 債 純 資 産 合 計	157,465

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成25年1月1日から
平成25年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		80,725
売上原価		68,005
売上総利益		12,719
販売費及び一般管理費		11,310
営業利益		1,409
営業外収益		
受取利息及び割引料	13	
有価証券利息	175	
受取配当金	5,116	
為替差益	5,841	
その他の	224	11,372
営業外費用		
株式関係費	45	
その他	66	112
経常利益		12,669
特別利益		
投資有価証券売却益	13	
固定資産処分益	0	14
特別損失		
固定資産処分損	1	1
税引前当期純利益		12,681
法人税、住民税及び事業税	2,430	
法人税等調整額	3	2,433
当期純利益		10,248

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成25年1月1日から
平成25年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利益剰余金
		資 本 準 備 金	資本剰余金合計	利益準備金
当 期 首 残 高	20,704	20,419	20,419	3,819
事業年度中の増減額				
剰余金の配当（注）1	—	—	—	—
剰 余 金 の 配 当 （中 間 配 当 額）	—	—	—	—
当 期 純 利 益	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—
自己株式の消却	—	—	—	—
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の増減額（純額）	—	—	—	—
事業年度中の増減額合計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	20,704	20,419	20,419	3,819

（単位：百万円）

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金			利益剰余金合計
	そ の 他 利 益 剰 余 金			
	固定資産圧縮 積 立 金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	143	170, 119	△43, 974	130, 108
事業年度中の増減額				
剰余金の配当（注）1	—	—	△1, 751	△1, 751
剰 余 金 の 配 当 （中 間 配 当 額）	—	—	△1, 862	△1, 862
当 期 純 利 益	—	—	10, 248	10, 248
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—
自 己 株 式 の 処 分	—	—	△231	△231
自 己 株 式 の 消 却	—	—	△14, 359	△14, 359
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 取 崩 額	△4	—	4	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の増減額（純額）	—	—	—	—
事業年度中の増減額合計	△4	—	△7, 951	△7, 956
当 期 末 残 高	138	170, 119	△51, 925	122, 151

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△34,749	136,483	△159	△159	—	136,323
事業年度中の増減額						
剰余金の配当(注)1	—	△1,751	—	—	—	△1,751
剰 余 金 の 配 当 (中 間 配 当 額)	—	△1,862	—	—	—	△1,862
当 期 純 利 益	—	10,248	—	—	—	10,248
自 己 株 式 の 取 得	△575	△575	—	—	—	△575
自 己 株 式 の 処 分	881	649	—	—	—	649
自 己 株 式 の 消 却	14,359	—	—	—	—	—
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の増減額(純額)	—	—	2,320	2,320	29	2,350
事業年度中の増減額合計	14,664	6,708	2,320	2,320	29	9,058
当 期 末 残 高	△20,084	143,191	2,160	2,160	29	145,382

(注) 1. 平成25年3月の定時株主総会に係る剰余金の処分であります。

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- | | |
|-------------------------|---|
| ① 満期保有目的の債券 …………… | 償却原価法（定額法） |
| ② その他有価証券で時価のあるもの …………… | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ③ その他有価証券で時価のないもの …………… | 移動平均法による原価法 |
| ④ 関係会社株式 …………… | 同上 |

(2) デリバティブ

時価法

ただし、現物商品に係るデリバティブ取引のうち、当初から現物を受け渡すことが明らかなものは、金融商品会計基準の対象外であるため、時価評価を行っておりません。

(3) たな卸資産

- | | |
|-----------------------|--|
| ① 商品・製品・仕掛品・原材料 …………… | 総平均法による原価法（貸借対照表額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| ② 貯蔵品 …………… | 個別法による原価法（貸借対照表額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

- ① 平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、旧定額法を採用しております。

- ② 平成19年4月1日以降に取得したもの
定率法

ただし、建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建物、構築物 3～50年

機械及び装置、車両運搬具 4～7年

工具、器具及び備品 2～15年

また、取得価額10万円以上20万円未満の有形固定資産については3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法を採用しております。

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の期間対応額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理することとしております。

また、過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により処理することとしております。

(4) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には、振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建金銭債権の為替相場変動によるリスクを回避することを目的として、為替予約取引をヘッジ手段として用いております。

(3) ヘッジ方針

当社の社内管理規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

当社の社内管理規程に基づき、ヘッジ有効性の判定を行っております。

5. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜き方式を採用しております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。なお、この変更による損益への影響は軽微であります。

〔表示方法の変更〕

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記していた「営業外費用」の「土壌修復関係費」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

〔追加情報〕

(従業員持株E S O P信託に関する会計処理について)

当社の成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」(以下「E S O P信託」といいます。)制度を導入しております。

当社が「マブチモーター従業員持株会」(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は平成25年6月から平成30年6月までの間に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を一括して取得いたします。その後、当該信託は、当社株式を毎月一定日に当社持株会へ売却いたします。

E S O P信託にかかわる会計処理について、当事業年度より、当社と信託は一体であるとする総額法による会計処理を行っております。これにより、信託が所有する当社株式については、貸借対照表において純資産の部に「自己株式」として表示しております。

また、1株当たり当期純利益については、その算定において信託が所有する当社株式を通常の自己株式と同様に扱っております。

なお、当事業年度末日(平成25年12月31日)に信託が所有する当社株式数は95,200株、帳簿価額は485百万円であります。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	20,270百万円
--------	-----------

短期金銭債務	7,166百万円
--------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額

	21,340百万円
--	-----------

3. 従業員持株E S O P信託に係る借入金残高

短期借入金	113百万円
-------	--------

長期借入金	397百万円
-------	--------

4. 偶発債務

貴金属先物買付契約残高	332百万円
-------------	--------

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高

売上高	70,263百万円
仕入高	68,052百万円
営業取引以外の取引高	5,059百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 数 株 式 数 (千株)	当 事 業 年 度 増 加 数 株 式 数 (千株)	当 事 業 年 度 減 少 数 株 式 数 (千株)	当 事 業 年 度 末 数 株 式 数 (千株)
普 通 株 式	4,840	112	2,127	2,825

- (注) 1. 自己株式の株式数の増加は、従業員持株E S O P信託による取得111千株及び単元未満株式の買取り1千株によるものです。
2. 自己株式の株式数の減少は、従業員持株E S O P信託を対象とした第三者割当による処分111千株、従業員持株E S O P信託から従業員持株会への売却16千株、自己株式の消却2,000千株によるものです。
3. 自己株式の株式数には、従業員持株E S O P信託が所有する当社株式95千株を含めて表示しております。

〔関連当事者との取引に関する注記〕
子会社等

属性	会社等の 名称	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	万宝至馬達(東莞)有限公司	RMB 千 456,165	小型モーター及び部品並びに生産設備の製造及び設計開発並びに販売	100 (100)	兼任 4名	製品の購入	製品の仕入等	15,507	買掛金	1,264
子会社	万宝至馬達大連有限公司	RMB 千 470,743	小型モーター並びに部品の製造及び販売	100	兼任 4名	製品の購入	製品の仕入等	9,339	買掛金	1,689
子会社	マブチモーターベトナムリミテッド	VND 百万 439,737	小型モーター及び部品並びに生産設備の製造及び販売	100	兼任 3名	製品の購入	製品の仕入等	15,458	買掛金	1,457
子会社	マブチモーターダナンリミテッド	VND 百万 1,679,702	小型モーター並びに部品の製造及び販売	100	兼任 3名	製品の購入	製品の仕入等	8,804	買掛金	679
子会社	萬寶至實業有限公司	HK\$ 千 491,012	小型モーター並びに部品の販売	100	兼任 2名	製品の販売	当社製品の販売等	16,102	売掛金	2,877
子会社	東莞道ジャオ万宝至馬達有限公司	RMB 千 149,371	小型モーター並びに部品の製造及び販売	100 (100)	兼任 3名	製品の購入	製品の仕入等	10,147	買掛金	828
子会社	マブチモーターアメリカコーポレーション	US\$ 千 4,000	小型モーター並びに部品の販売	100	兼任 1名	製品の販売	当社製品の販売等	10,331	売掛金	2,395
子会社	マブチモーターシンガポールプライベートリミテッド	US\$ 千 511	小型モーター並びに部品の販売	100	兼任 1名	製品の販売	当社製品の販売等	11,043	売掛金	3,146
子会社	マブチモーターヨーロッパベーバー	EUR 千 715	小型モーター並びに部品の販売	100	兼任 1名	製品の販売	当社製品の販売等	17,333	売掛金	6,526
子会社	万宝至馬達(上海)有限公司	RMB 千 4,138	小型モーター並びに部品の販売	100	兼任 3名	製品の販売	当社製品の販売等	6,987	売掛金	2,054
子会社	マブチモーターコリアカンパニーリミテッド	KRW 千 300,000	小型モーター並びに部品の販売	100	兼任 2名	製品の販売	当社製品の販売等	4,932	売掛金	1,750

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 一般的な市場価格を勘案し、取引価格を決定しております。
2. 取引の内容のうち当社製品の販売等には、子会社等からの技術援助料及び当社からの役務提供に対する受取手数料の受取が含まれております。なお、技術援助料については一般取引条件を、受取手数料については当社において発生した役務提供費用の役務負担割合を勘案して決定しております。

〔退職給付に関する注記〕

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	△6,582百万円
② 年金資産	6,811百万円
③ 未積立退職給付債務 (①+②)	228百万円
④ 未認識過去勤務債務	85百万円
⑤ 未認識数理計算上の差異	△455百万円
⑥ 退職給付引当金 (③+④+⑤)	△141百万円

3. 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	318百万円
② 利息費用	127百万円
③ 過去勤務債務の費用処理額	20百万円
④ 期待運用収益	△66百万円
⑤ 数理計算上の差異の費用処理額	△85百万円
⑥ 退職給付費用 (①+②+③+④+⑤)	315百万円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

① 割引率	2.0%
② 期待運用収益率	1.0%
③ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
④ 数理計算上の差異の処理年数	10年
⑤ 過去勤務債務の処理年数	10年

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金繰入超過額	83百万円
未払事業税等	195百万円
投資有価証券評価損否認	828百万円
減価償却費繰入超過額	94百万円
役員退職給与引当金	25百万円
ゴルフ会員権評価損否認	82百万円
退職給付引当金	49百万円
その他有価証券評価差額金	25百万円
関係会社出資金評価損	1,118百万円
その他	122百万円
繰延税金資産小計	2,627百万円
評価性引当額	△2,627百万円
繰延税金資産合計	-
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△75百万円
その他有価証券評価差額金	△751百万円
その他	△5百万円
繰延税金負債合計	△833百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△833百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	37.8%
（調整）	
受取配当金益金不算入	△14.4%
評価性引当額	△3.1%
その他	△1.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.2%

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産	4,146円95銭
2. 1株当たり当期純利益	292円49銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

〔その他の注記〕

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年 2 月 14 日

マブチモーター株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木 村 聡 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成 田 智 弘 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 田 慎 司 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マブチモーター株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マブチモーター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年 2 月14日

マブチモーター株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 木 村 聡 ⑨
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 成 田 智 弘 ⑨
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 田 慎 司 ⑨
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マブチモーター株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年2月18日

マブチモーター株式会社 監査役会
常勤監査役 源 中 正 博 ㊟
社外監査役 堀 井 敬 一 ㊟
社外監査役 本 橋 信 隆 ㊟
社外監査役 増 田 亨 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議

案 剰余金の処分の件

当社は、健全な事業活動を行う上で必要な内部留保を確保し、財務の健全性を維持しつつ、株主の皆様に対しましては、業績に応じた利益還元を積極的に行うことを基本的方針といたしております。この方針の下、株主配当金につきましては、原則的な算定基準としまして、長期安定的な配当である普通配当として1株につき年60円を継続的に実施し、これに事業成果としての連結純利益の20%（1株あたりに換算）を特別配当として加算することにしております。また、通期の実際の配当額は、この原則的な算定基準をベースに、配当性向、前期までの配当水準、内部留保やキャッシュ・フローその他の状況を勘案して算定し、期中に公表する配当予想額を下回らないものとしたしております。

当期の年間配当金につきましては、上記の算定基準に基づいて算定された結果に、当社創立60周年の記念配当20円を加え、1株当たり140円（普通配当60円、特別配当60円、記念配当20円）とさせていただき、すでに平成25年9月に1株当たり53円（普通配当30円、特別配当23円）の中間配当金をお支払いしておりますので、当期の期末配当金は、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金87円

（うち 普通配当30円、特別配当37円、記念配当20円）

総額 3,057,672,942円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年3月31日

内部留保につきましては、企業価値の増大を図るため、既存事業の一層の強化・深化及び将来の成長分野への投資に充ちたいと存じます。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 千葉県松戸市松飛台430番地

マブチモーター株式会社 本社大会議室

電 話 047 (710) 1111



- 北総線（京浜急行線、都営浅草線、京成線直通）ご利用の場合

「松飛台駅」下車徒歩約7分。

- 常磐線・千代田線ご利用の場合

松戸駅乗り換え、新京成線「五香駅」（松戸駅より6つ目）下車、駅西口前から新京成バス「松飛台駅」行き又は「紙敷車庫」行きにて「松飛台駅入口」停留所下車、徒歩約3分。

〔ご注意〕

- ◎駐車場が手狭なため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

マブチモーター株式会社
<http://www.mabuchi-motor.co.jp>

